

特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）の概要

設立の経緯	家庭用ゲーム機の技術の進歩やゲームユーザーの年齢層の拡大によって、ゲームソフトの内容や表現が多様化するにつれ、それらが青少年に与える影響への配慮が求められるようになったことから、平成15年に、ゲームソフトの年齢別レーティング制度を運用・実施する機関として発足したものの、年齢別レーティング審査の公正を期す為、特定の会社や団体などに依存することなく独立した運営をおこなっている。
機構の目的	コンピュータエンターテインメント文化の発展にともないコンピュータゲームの多様化が進行するなか、ゲームソフトの年齢別レーティングを実施することにより、一般市民やユーザーに対しゲームソフトの選択に必要な情報を提供し、青少年の健全な育成を計り且つ社会の倫理水準を適正に維持することを主たる目的とする。
機構の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームソフト審査事業及び審査員募集・研修・育成事業 ・ゲームソフト環境の調査・研究及び審査システム改善・拡充事業 ・ゲームソフトの年齢別レーティング制度普及啓発事業 ・社会の倫理水準を適正に維持することを目的とする国内・国外の団体との交流協力事業
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 <ul style="list-style-type: none"> 正 会 員 本機構の目的に賛同して入会した個人及び団体 賛助会員 本機構の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体 ・役員 <ul style="list-style-type: none"> 理 事 長 島田 仁郎（元最高裁判所長官） 副理事長 森本 定伸（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構） 理 事 後藤 弘子（千葉大学大学院 社会科学研究院 教授） 理 事 坂元 章（お茶の水女子大学 基幹研究院 人間科学系 教授） 理 事 濱田 純一（一般財団法人映画倫理機構代表理事・理事長） 理 事 早川 英樹（一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長） 監 事 笠原 清明（税理士） 顧問弁護士 松尾 眞（弁護士）
審 査 制 度	<p>1 審査基準</p> <p>CERO倫理規定に定める表現26項目について、複数の審査員により収録されている内容、パッケージ、同梱される物品の審査を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> A（全年年齢対象） B（12歳以上対象） C（15歳以上対象） D（17歳以上対象） Z（18歳以上対象） <p>に分類する。</p> <p>また、倫理規定には禁止表現も定められており、禁止表現が含まれるものについてはレーティングを与えない。</p> <p>2 審査員</p> <p>審査員は、広く一般から募集した、20才代～60才代までの様々な職業の男女で構成し、事前にCEROによるトレーニングを行う。</p> <p>個々の審査には、審査員の性別や年代などの属性に偏りがないように配慮する。</p> <p>審査員はゲーム業界と関連のない者を採用している。</p>
参 考 事 項	他府県の指定状況 18府県（平成30年1月1日現在）

